

2022年4月28日  
損害保険料率算出機構

2021年に届け出た自動車保険参考純率の一部に係る再度の修正について

損害保険料率算出機構【略称：損保料率機構、理事長：浦川道太郎】は、2021年に金融庁長官に届け出た自動車保険参考純率について、その一部を修正し、所要の手続きを行いましたこと、お知らせ申し上げます。

当機構は、2021年6月21日付で自動車保険参考純率の変更に関する届出を金融庁長官に行いました。その後、算出過程の一部に誤りがあったことから、これを修正し、同年9月22日に再届出を行っておりました。

今般、この算出過程の一部誤りとは別に、上記の自動車保険参考純率において、一部の特約を組み合わせた場合の保険料に不整合が生じることが判明しました。この不整合は、2021年6月21日付の届出で新設した人身傷害保険の補償範囲を車外の事故まで広げる特約と、既存の原動機付自転車での事故を補償する特約を同時に付帯した場合に生じ、後者の特約のみを付帯した場合よりも補償範囲が広がる一方で、保険料が安くなるものです。

この不整合の原因部分を修正するため、2022年4月20日付で「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）第9条第1項後段の規定に基づき、金融庁長官に再々届出を行い、同年4月28日に料団法第8条の規定に適合している旨の通知を受領いたしました。

なお、損害保険会社各社が販売する自動車保険商品においては、この不整合が生じていた参考純率の使用には至っていないため、自動車保険契約者の皆様の保険料に影響することはありません。

この度は、度重なる届出の修正となり、損害保険会社をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。損害保険業を支える組織として、信頼を損ねる事態を招く結果となりましたこと、大変重く受け止めております。

今後このような事態を起さぬよう、引き続き調査を進め、再発防止に努めて参ります。

以上

— 本件のお問い合わせ先 —  
損害保険料率算出機構  
総合企画部広報グループ（植田、姫川）  
メール [contact@mx.giroj.or.jp](mailto:contact@mx.giroj.or.jp)